

患者様の権利

東和病院では、患者様皆様が以下の権利を有する事を確認し尊重します。

なお、この内容は、患者の権利に関するリスボン宣言（1981年9月ポルトガル、リスボンにおける第34回WMA総会で採択、1995年9月インドネシア、バリ島における第47回WMA総会で修正、2005年10月チリ、サンティアゴにおける第171回WMA理事会で修正）に概ね準拠しています。

- ① 人間としての尊厳をもって医療を受ける権利
- ② 最善良質な医療を受ける権利
- ③ 自らの心身の状況に関わる情報を得る医療情報に関する権利
- ④ 医療サービスの内容と予測される結果について説明を受ける権利
- ⑤ 選択の自由を尊重し他の医療者の意見（セカンドオピニオン）を求める権利
- ⑥ 十分な情報を得た上で、自己の自由な意思に基づいて医療を受ける、あるいは拒否する自己決定する権利
- ⑦ 自らの健康を維持する為の健康教育を受ける権利
- ⑧ 秘密保持に関する権利
- ⑨ 法的無能力者、意識喪失患者が代理人に付託する権利
- ⑩ 宗教的支援を受ける権利
- ⑪ 医療費とその公的扶助に関する情報を受ける権利

患者様へのお願い

患者様皆様には、以下の内容についてご理解頂けるよう、どうかよろしく申し上げます。

- ① 心身の状況やその他の必要事項（病歴、アレルギー歴、名前、生年月日等）について正確にお伝えください。
- ② 検査治療内容について十分理解し合意された上でお受けください。理解合意できない場合はその旨をはっきりとお伝えください。
- ③ 病院マナーの遵守をお願いします。

特に以下の不当行為が見られた場合には診療をお断り退去して頂く場合がございます。

例：病院内で大声を出す、備品医療機器の器物破損を行う、職員への暴力、暴言、セクシャルハラスメント、ストーカー行為、ライター等含む火器等の危険物の持ち込み

- ④ 病室病棟の移動、退院、転院などの要請に従ってください。
- ⑤ 医療行為の結果は不確実性が伴い、100%保障されたものでないことをご理解ください。

令和7年1月1日 改訂